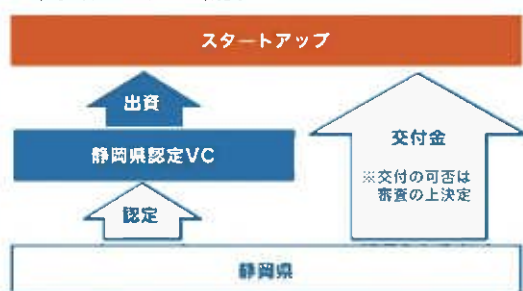


SHIZUOKA FUND SUPPORT

静岡県ファンドサポート事業

最大4000万円の交付金交付

■本事業のスキーム概要



静岡県ファンドサポート事業とは？

静岡県が県認定のベンチャーキャピタル（認定VC）と連携し、静岡県内のスタートアップの事業活動に対して資金調達の支援をする事業です。

本年度に認定VCから出資を受けた、または受ける予定の県内のスタートアップが県内で実施する事業に対して静岡県が交付金を交付します。

主な支援内容

- ① 最大4000万円の交付金交付
- ② 成長支援（専門家アドバイス、静岡県内におけるマッチング支援の実施）
- ③ 財務管理体制強化（適時の経理指導、定期的な検査）

交付率	【シード枠】全体事業費の2/3（認定VCから受ける出資額の2倍以内） 【一般枠】全体事業費の1/2（認定VCから受ける出資額と同額以内）
交付上限額	【シード枠】1千万円 【一般枠】4千万円 各枠の交付は1回限り

VC

- 募集期間：令和7年7月8日(火)～8月15日(金)
- 応募方法：事業HP掲載の様式を提出

VC個別相談会実施中

開催日は申込フォームよりご確認ください
※要事前申込なお日程が合わない場合は個別にご相談ください

VC個別相談会
申込みはこちら



スタートアップ

- 募集期間：令和7年10月上旬～11月中旬（予定）
- 応募方法：事業HP掲載の様式を提出

スタートアップ向けオンライン事業説明会

10月頃実施予定

スタートアップ向け事業説明会の詳細は、後日、事業ホームページにてご案内いたします

選定プロセス



VC向け

静岡県認定VCの申請
から認定までの流れ

STEP
01

認定申請（令和7年7月8日～8月15日）

VCは、静岡県に対して、「認定VC」となるための申請を行います。

STEP
02

書類審査・面談審査（9月中旬）

県の審査会にて、VCからの申請書類に対する書類審査及びオンライン面談審査を行います。

STEP
03

認定（9月下旬）

静岡県が総合的な判断のもと認定VCを決定します。

※時期は予定につき変更の可能性があります



スタートアップ向け

出資を受けてから
事業実施までの流れ

STEP
01

認定VCから期間内に出資を受ける

スタートアップは、静岡県認定VCからの出資を受けます。

STEP
02

交付金申請

スタートアップは、出資を受けた後、静岡県に対して交付金の申請を行います。

STEP
03

書類審査・面談審査

県の審査会にて、スタートアップからの申請書に対する書類審査及び対面での面談審査を行います。

STEP
04

採択・交付金交付

静岡県が総合的な判断のもと交付対象者を決定し、交付金を交付します。

STEP
05

採択事業の実施

申請書に基づく事業を実施するとともに静岡県からの支援を受けます。

交付対象者の主な要件

※現在制度設計中のため変更になる可能性があります

- ✓ 令和7年4月1日以降に既に認定VCから出資を受けている、または令和8年3月31日までに認定VCから出資を受ける見込みのスタートアップ
- ✓ 静岡県内に本社又は主たる事業所を置き、静岡県内において認定事業を実施しようとする事業者（申請時点での拠点の有無は問いません）

※詳細は公募要領参照（後日公開予定）

